



吉田新田⑪ —吉田勘兵衛による耕地集積—

寛文7年(1667)に吉田新田は「完成」し、その二年後の同9年(1669)には吉田勘兵衛の苗字・屋号に由来した「吉田新田」の名称が確定する。こうした中、吉田勘兵衛は吉田新田全体を吉田家の所有地とするため、寛文4年(1664)に提供された開発資金の金額に応じて「惣中間」の人々へ分配された耕地を購入していく。これは分配された耕地が第三者へ転売される事例が多く、統一的な新田経営に齟齬をきたす可能性が強くなつたためと思われる。実際、「惣中間」の一人である砂村新左衛門へ分配された耕地13町歩余りは、新左衛門の死後、砂村三郎兵衛が継承したが、寛文11年(1671)正月9日に三郎兵衛より150両で井上助左衛門へ売却されている。この際、吉田勘兵衛は砂村三郎兵衛側の証人となつており、翌寛文12年3月11日には同じ150両で旧三郎兵衛所有地を井上助左衛門より買い取っている。また、同じく「惣中間」の坂本七郎兵衛と坂本養庵の所有地は、より細分化されて順次転売されていったり、資金調達における他者からの金銭借用の結果、重層的な権利関係が生じていた。このため、吉田勘兵衛による耕地集積は権利関係を整理するための示談金的な支出も必要とされたのである。

こうした耕地の集積とそれに支出した金額については、延宝3年(1675)と推定され

る卯年7月付の覚書に残されており、「吉田新田衆中持分之新田、人々我等方へ買請取、全高少も余仁新田無之候 卯七月日

惣金高六百七拾五両出ス也」と記されている。この内、「吉田新田衆中」とは吉田新田の開発にあたり資金を拠出した「惣中間」のこと。さらに「持分」の「新田」は「惣中間」の人々へ配分された吉田新田内の耕地のことである。この耕地の「人々(=全体)」を「我等方(=吉田勘兵衛)」が「買請取(=金銭)」を支払って購入したというである。その結果、「余仁新田(=吉田家以外の人物が所有する新田)」耕地は「無之」とあるように、吉田新田の全耕地は吉田家の所有地となつた。それに要した金額は総計675両に及んでいる。さらに、坂本養庵旧所有地分400両、砂村三郎兵衛旧所有地分150両、友野与右衛門所有地分25両の合計575両については残された文書から確認できる。

延宝2年(1674)の検地により116町余と1,038石余という吉田新田の面積と石高が決まるとともに、吉田新田全域が吉田家の所有地として登録されたのである。

吉田新田・吉田勘兵衛年表(4)

寛文7(1667)年	吉田新田の「完成」
寛文9(1669)年	「吉田新田」という新田の名称が確定
延宝2(1674)年	検地が実施され、116町余と1,038石余という吉田新田の面積と石高が確定する



最終お知らせ! イギリス絶景ウォーク 英国コツツウォルズツアー “世界一美しい村”を歩く旅



憧れのコツツウォルズ&湖水地方8日間

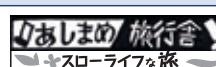
- 実施日 2018年6月27日(水)~7月4日(水)
- 旅行代金 396,000円(税別)
※成田発着、別途空港使用料・空港税・燃料サーチャージ
- 最少催行人数: 12人(定員25人)

旅行説明会 2018年2月17日(土)
10:45~12:15 ※要予約、資料のみを受付中

[会場]市民フロア(そごう横浜店9F)・ミーティングルーム
横浜市西区高島2-18-1 横浜新都市ビル9F(横浜駅東口徒歩5分)

お申込み ☎0466(50)5088 (株)湘南よみうり新聞社 9:00~18:00
土・日・祝日休

■旅行企画・実施 (株)日本旅行 藤沢支店
観光庁長官登録旅行業第2号
■問合せ・資料請求 ☎0466(22)7411



こころ力 vol.40

毎日をステキに♪

～愛でる力～

本格的に寒い日が続き、暖かい春が待ち遠しくなる2月。2月は別名で「梅見月」ともいいます。「梅は咲いたか桜はまだかいな」と歌われるように、桜の花見は賑やかで華やかな印象がありますが、梅は静かに心穏やかにほのかな香りをそっと楽しめる花のように思います。花の美しさから「愛目」が「梅」となった説もあります。

梅は300種類以上の品種があり、品種によって少しずつ香りが違いますので、五感を研ぎすましながらじっくりと、そしてゆっく

りと愛でると心豊かで優雅な時間を過ごすことができるかと思います。まだ寒い中に可憐な花を咲かせ、寒さで縮こまつた身体や心に、もう少しで暖かな春がくることをそっと伝え、寒さを乗り越える力を与えてくれるような気がします。

梅の香りは神経の緊張をときほぐしリラックス効果があるといわれており、鎮静作用、精神安定効果、空気清浄などのアロマテラピー効果があります。美しい、可愛い、良い香りだと感動すると免疫力も高まります。

寒さで身体が緊張し風邪を引きやすくなっているこの時期。可憐な梅の花々を愛で楽しめ、心と身体の免疫力を高めていきましょう。

臨床心理カウンセラー 但野 真実子

株式会社こころ 代表取締役
(横浜市西区平沼1-33-1 日新横浜ビル5階)
☎045-548-4156
日本更年期セラピスト協会代表理事
インターネット放送局「わいわいテレビ」出演中



第10回

まちづくりに取り組む市民 × 横浜市 ヨコハマ市民まち普請事業

地域課題の解決に役立つ施設整備の提案を市民の皆さんから募集し、公開コンテストで選考された提案に対し、整備助成金を交付します。
☎045(671)2679 地域まちづくり課

「まちづくりコンテストをご存じですか?」

「住民同士の交流スペースをつくりたい」、「子どもが安心して遊べる水辺をつくりたい」、「まちの課題解決に取り組みたい」。そうした市民の思いに応えるハード整備の助成を横浜市が行っています。「ヨコハマ市民まち普請事業」を通じて地域の皆さんのが自ら実現した「夢」を紹介します。

●貴重な湧き水の森の魅力を後世に残すために!
「湧水を住民のいこいの場に!子どもたちに自然体験を!」(泉区)

泉区下和泉地区の住宅地と畠、米軍深谷通信所跡地に隣接した雑木林にその湧水はあります。かつては子どもの遊び場にもなっていましたが、高度経済成長期の頃から水枯れが起り、粗大ゴミが大量に捨てられる場所になり、防犯面でも地域の課題になっていました。地域の有志で結成された「下和泉湧き水を守る会」はこの課題に對して、湧水池の小川及び周辺環境を整備しようと考えました。そこで整備助成金を得

るため、コンテストに応募し、見事助成対象に選ばれました。

整備では子ども含めて地域住民を招き、「湧き水を掘る会」を4回行いました。これは行政や業者に工事を任せただけでなく、住民も協力して整備することで自分たちの場所だと思ってもらうためです。そしてオープンした「わきみずの森」では、散歩や親子で虫捕りをする様子が見られています。近隣の幼稚園や小学校も学級単位で見学に来たり、月に2回行っている日曜作業には子どもや子育て世代が参加するなど、今では地域の憩いの場になっています。



(左)うっそうとした森に日が差し込み、散歩コースになった「わきみずの森」
(右)水場まで近づけるようになり、子どもたちの遊ぶ姿も見られる
※次号は金沢区の「住民同士の輝き「人材マップ」を中心とした拠点づくり」を紹介します。
まち普請 検索

「横浜市主催のまちづくり公開コンテスト」～ヨコハマ市民まち普請事業～

横浜市では、市民の皆さんから地域の課題解決に役立つ施設(ハード)整備の提案を募集し、2段階の公開コンテストにより選考された提案に対して次年度に最高500万円の施設整備の助成金を交付する「ヨコハマ市民まち普請事業」を行っています。平成30年度の提案募集も4月上旬から開始する予定です。相談は常時受付中。詳しくは横浜市都市整備局地域まちづくり課(☎045-671-2679)までお問い合わせください。

ヨコよみ みんなのおたより

✉ 青春時代、初めて見た「ベルサイユのばら」で宝塚を知り、華やかで素晴らしい感動したことを懐かしく思い出しました。横浜出身の桜木みなとさん、ぜひ応援させていただきます。 緑区 Y.K(61歳)

✉ 「こころ力 UP」が胸に響きました。鏡を見て我が姿を確認し、我を捨てて神様の恵みに繋がりたい。1年中、鏡の中の私が笑顔でいられますように。 中区 H.S(52歳)

✉ 根岸森林公園が競馬場跡であることは知っていたが、西郷どんの弟の愛馬がレースで優勝したことがあるとは…とても興味深く読みました。 磯子区 K.T(63歳)

アンケート結果発表!「節分は豆まき派?恵方巻派?」

「豆まき」の勝利～!「恵方巻」と「両方」がほぼ同じ得票でした。皆様の家に福が訪れますように。さて、次回のお題は「桜餅は長命寺派?道明寺派?」です。教えてくださいね。

※ヨコハマよみうり編集部では、皆様からいただいたおたよりすべてに目を通し、紙面づくりに生かしております
※ペットでも、風景でも…おもしろ写真大募集! info@shonan-yomiuri.co.jpまで ※掲載された方にオリジナルクリアファイルをプレゼント!

ソーシャル・コミュニティ・スペース

ソコス
SOCOS

申込み方法 TEL 0466(50)5088 FAX 0466(50)5077
メール socos.yokohama@gmail.com

SOCOSはNPO法人 湘南の学校が運営する地域コミュニティ活性化事業です

小田原まち歩きツアーvol.41

小田原の老舗商家に伝わるお雛様を見て歩くツアー

小田原の商家で代々受け継がれているお雛様があります。そのお雛様を店内外に飾り、お客様をお迎えする「小田原雛の道中」を見学しながらまち歩き。ランチは築100年の黒田侯爵別邸清閑亭でお弁当、老舗「ういろう」に昨年オープンした「杏林亭」ではティータイムも。

日程 2月16日(金)10時 定員 20名(最少催行人員8名)

集合場所 JR小田原駅改札口出たところ

参加費 4,700円(昼食代、喫茶代、ツアーバス代込) ※前日からキャンセル料全額発生しますのでご了承ください



ハッピー相続のススメ vol.6

遺言書の方式について

日本公証人連合会の統計によると、平成28年の公正証書遺言作成件数は、約10万5,000件でした。平成元年の作成件数が、約4万件ですので、大幅に増加をしています。

しかし、年間に亡くなる方は120万人を突破しているので、公正証書遺言を作成する方は、まだ1割にも満たない状況です。

遺言は大きく分類すると、①自分で書く遺言 ②公正証書による遺言があります。

一般的に、弁護士・司法書士等の法律の専門家は、公正証書の遺言書を作成します。

理由として、自分で書く遺言は、遺言の方式が間違っていたり、内容が無効であつたり、法律的には有効だが手続きに使えなかつたりする場合が散見されるからです。

また、証拠能力の上でも、自分で書いた遺言書は、本当に本人が書いたのか不明確ですが、公正証書の遺言であれば、最終的には、公証人と証人2名が立ち会って完成するので、本人が作成した遺言であるのは明白な事実となります。

したがって、遺言を書く場合は、必ず弁護士や司法書士等の専門家に相談の上、公正証書遺言を書くことをお勧めします。

テレビ東京「ガイアの夜明け」で特集
司法書士 長津田総合法務事務所
司法書士 高橋 欣也
横浜市緑区長津田5-1-12
☎0120-52-8349(9時~20時)

